

Eコマース販路拡大実践支援補助金交付要綱

令和元年 5月 7日 制定

令和2年 6月 1日 改正

(通則)

第1条 Eコマース販路拡大実践支援補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、沖縄振興特別推進交付金交付要綱(平成24年4月19日府政沖第149号)及び沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号)及びその他の法令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、ECスキル普及・連携支援事業の受託団体(以下「受託団体」という。)における研修を受講する県内中小企業に対する、販路拡大への取り組みに要する経費について交付することにより、県内中小企業のEコマース市場における販路拡大および収益確保の基盤を育成することを目的とする。

(補助金の交付対象事業者)

第3条 この補助金の補助対象事業者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者であって県内に主たる事業所を有する者。
- (2) 受託団体の研修を受講している者。

(補助金の対象経費、補助率及び補助金額)

第4条 補助金の対象経費の区分、補助率及び上限額は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付限度額)

第5条 知事は、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、原則、補助事業実施予定日の14日前までに補助金交付申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 申請者は、第1項の補助金の申請をするに当たっては、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 申請者は、補助対象経費を同じくする他の補助金と重複して申請してはならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行い、様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定にあたり、知事は補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加え、または条件を附して交付の決定をすることができる。

(交付決定の条件)

第8条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更する場合、中止又は廃止する場合は、あらかじめ計画変更等承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更する場合で、別表1に定める補助対象経費の区分間におけるいずれか低い額の20パーセント以内の額の配分を変更（人件費への流用を除く。）する場合はこの限りではない。

(2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（第4号様式）により、知事に報告を行い、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 知事は、前条第1号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(申請の取下げ)

第 10 条 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請を取下げることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 10 日以内に、交付申請取下げ書（第 5 号様式）を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに補助事業遂行状況報告書（第 6 号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を受けた場合は、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行うこととする。

(補助事業の実施期間、実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の 2 月末日までに補助事業を完了しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定に係る年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（第 7 号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 知事は、前条第 2 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
- 3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 4 前項に基づく補助金の返還については、第 9 条第 4 項の規定を準用する。

(補助金の支払)

第 14 条 補助金は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算払請求書（第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、第12条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により知事に速やかに報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還については、第9条第4項の規定を準用する。

(成果の公表)

第16条 知事は、補助事業の成果を公表することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により知事が行う補助事業の成果の公表に協力しなければならない。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支状況を明らかにするために他の経理と明確に区分し、必要な帳簿及び証拠書類を備え、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類並びに関係書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(事業実施の委託)

第18条 補助事業に係る問い合わせへの対応並びに申請書及び報告書等の受付に係る業務は、受託団体に委託するものとする。

- 2 補助金交付希望者及び補助事業者は、補助事業に係る問い合わせがある場合は、受託団体に問い合わせを行うものとする。
- 3 補助金交付希望者及び補助事業者は、補助事業に係る交付申請書及び実績報告書等を受託団体経由で知事に提出するものとする。
- 4 前項における交付申請書及び実績報告書等について、受託団体は形式審査および修正に必要な事務処理を行い知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年 5月 7日から施行し、令和元年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき同日までに交付決定をした補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表1（第3条及び第4条関係）

補助事業の種類	補助対象経費の区分	補助率および上限額
個別補助事業	①ECモールへの出店経費 ②EC店舗ページの作成・改修に係る経費 ③リスティングやバナー広告等のEC広告費 ④EC用パッケージデザインに係る費用 ⑤解析ツールの導入、テスト商品開発、専門家派遣等、マーケティング調査に係る経費	【補助率】10/10 【上限額】30万円

※ 補助対象経費には消費税及び地方消費税を含まない。